

# 北杜市立高根東小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月策定  
令和4年6月修正

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 はじめに

いじめは決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

### 2 いじめの定義

<p>この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)</p>
--

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめに関する基本的認識

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

**(1) いじめは、絶対に許されない人権侵害である。**

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いということを毅然とした態度で知らしめる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認めない。

**(2) いじめは、すべての児童、学級・学校に起こり得る問題である**

どの学校の、どの学級の児童においても、いじめは起こり得る。また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う側に、またその逆になることもある。

**(3) いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない**

実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童、「関わりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観する者も多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。

**(4) いじめの様態は様々である**

いじめの行為が発見しやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷など嫌なことをされる。

**(5) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある**

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしやからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる。また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめに加わったりすることもある。

**(6) いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく事実の発見が難しい**

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことやアンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもある。さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や命にかかわる重大な事故）につながったりすることもある。いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

**(7) いじめは、解消後も注視が必要である**

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したととらえた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

**(8) いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である**

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。

(9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。家族から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

(10) いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

## II いじめ対策の組織

### 1 基本的な考え方

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。そのために、以下について校内で共通理解を図る。

- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同一步調で取り組む組織（対策会議や校内委員会）やルールを作る。
- ③各学級で起きていることを校内報告会等で共有化して、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。  
（問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。）
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

- 1) 学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。  
(いじめ防止対策推進法 第22条)
- 2) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。  
(いじめ防止対策推進法 第28条)

### 2 いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学年主任・学級担任、養護教諭  
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA正副会長・PTA学年委員等必要に応じて構成する。)

### 3 いじめ対策委員会の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担う。

- ・校長の命を受け、経営的視点を持っていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策会議の運営を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連絡調整を行う。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と共有、記録及び記録の保存を行う。記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係

のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等，組織的な対応を実施するための中核としての役割

### Ⅲ 未然防止の取組

いじめはどの子どもにも起こり得るという認識のもと，全ての児童を対象に，いじめに向かわせないよう未然防止に取り組む。そのためには，「いじめが起こらない学級・学校づくり」が最も重要である。未然防止の基本は，好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で，「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば，トラブルが発生しても，それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。「居場所づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て，互いを認め合える人間関係や学校風土を作り出していきたい。

また，児童に対して，傍観者とならずにいじめを防止する観点から，いじめを止めさせる行動をとることの重要性を理解させるように努める。いじめに向かわない態度や能力を育成するため，児童がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することによりいじめに正面から向き合うことができるように実践的な取組を行う。その際，児童の発達段階を考慮しながら，必要に応じて人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに，発達障害を含む障害のある児童，海外から帰国した児童や外国籍の児童，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童，性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童，東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### 1 いじめを許さない学校・学級づくり

- ①発生してから対応する「事後対応」という考え方から，問題が発生しにくい学校風土を作る「未然防止」という考え方への転換が必要である。すべての児童を対象に，健全な社会性をはぐくみ，当たり前のことを当たり前に行っていく，善いことは善い，悪いことは悪いと伝えていくことが，学校教育本来の活動である。
- ②いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく，いじめを行わせないという意味での未然防止策が必要である。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識。また，いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を，児童にしっかり定着させる。
- ④学校教育活動全体を通して，お互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切にすることを育成し，友情の尊さや信頼関係の醸成，生きることの素晴らしさや喜び等について，児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導すること。特に，学級経営，人権教育，道徳教育を通して，このような指導の充実を図る。また，奉仕活動，自然体験等の体験活動をはじめ，人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤学級活動や児童会活動などの場を活用して，児童が自らいじめ問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え，行動できるよう，主体的に取り組む教育活動を行う。

#### 2 いじめの未然防止に向けた手立て

##### ①学級経営の充実

ア 児童に対する教師の受容的，共感的態度により，子ども一人一人のよさが発揮され，障害・国籍・疾病等による差別心をもたず，互いを認め合う学級を作る。

イ 児童の自発的，自治的活動を保障し，規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。

ウ 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。

いじめの大半は言葉によるものであるため，人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。

例) 「キモイ」「ウザイ」「死ね」

エ 年度初めに学級のルールや規範を定め，児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また，改善に向けて，粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。

オ 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における質問紙調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

力 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

#### ②授業中における生徒指導の充実

ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

ウ 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。

エ 教科担任として、自らの授業づくりの在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

#### ③道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

#### ④学級活動の充実

ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンタープログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等を活用し、社会性を育てる。

ウ アサーション・トレーニングやソーシャルスキル・トレーニング等を活用し、人間関係トラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

#### ⑤学校行事の工夫

児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

#### ⑥児童会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する。

#### ⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を具体的に行う。

#### ⑧情報モラル教育の充実

パソコンやスマートフォン・携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

インターネット上のいじめは匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。

児童に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるため、情報モラル教育の充実を図る。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

#### ⑨発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

アスペルガー症候群、ADHDなど発達障害のある子どもに対して、からかい等からいじめに発展することを防ぐため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的ななかかわり方を共通認識し、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

## IV 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながることが多い。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実

態把握に取り組む。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

## 1 いじめを発見する手立て

### ①教員と児童との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声をかけ様子を伺う。

### ②複数の教員の目による発見

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して児童に関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当の専科教員、市単補助教員、学習指導員等)

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。

ウ 教員がいない場所ほどいじめが起りやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも発見を容易にする。

### ③アンケート調査の実施と分析

ア いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。(毎月実施)

イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。

ウ 児童の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長期休業明け等)や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

エ 実施したアンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。なお、記述内容を整理、記録した資料は、5年間の保存とする。

### ④教育相談を通じた実態把握

ア 定期的な生活面談や進路面談を実施するとともに、児童が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

### ⑤学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。

担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

## 2 いじめを訴えることの意義と周知

①「いじめを訴えることは、人権と命を守ることににつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。

②学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

- ・意見箱や悩み相談箱の利用(管理の徹底を約束する)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと積極的に連携を図る。
- ・学校の電話番号を周知し、様々な方法で相談できることを周知する。

③関係機関(いじめ相談室、電話相談等)へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭、地域に周知する。

④匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示し、早期に確実にいじめを解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

## 3 保護者や地域等からの情報提供

①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・放課後児童クラブとの相互連携
- ・地域(民生児童委員・主任児童委員、学校評議員等)への協力依頼

②保護者が児童の変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

## V いじめへの対処

いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも三ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめ防止対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点に置いて、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消するに至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

### 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめ情報・気になる情報の把握と事実確認	(2) 対応チームの編成 ケース会議の実施	(3) 対応方針と役割分担の決定	(4) 事実の究明と支援及び指導	(5) いじめの関係者への指導
-----------------------------	-----------------------------	---------------------	---------------------	--------------------

#### (1) いじめ情報・気になる情報の把握と事実確認

##### ①情報の把握

- ・目撃、児童からの訴え、アンケート等の結果、職員からの情報 等

##### ②事実確認

- ・事実の有無や内容の真偽について当該児童、関係児童への確認
- ・生徒指導主任や管理職への報告や学校としての組織対応と同時進行で実施

##### ③留意点

- ・把握した教員一人で解決しようとしなない。
- ・関係児童の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

## (2) 対応チームの編成とケース会議の実施

### ① 事案に応じて柔軟にチームを編成する。

- ・学校のいじめ対策委員会を中心に、PTA、関係機関で編成する。

## (3) 対応方針と役割分担の決定

### ① 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童の様子（学級）

### ② 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認  
(聴取は2名体制等が望ましいが、児童の事情も考慮する。)

### ③ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当

## (4) 事実の究明と支援及び指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）、いじめを行った者の順に行う。また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心がける。

### ① 事情聴取の際の留意事項

- ・いじめられている子どもや周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により当該者を自宅まで送り届けることも検討する。

### ② 事情聴取の段階ではではないこと

- ・いじめられている子といじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

## (5) いじめの関係者への指導

### ① いじめを受けている児童への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり守り通すことを約束する。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

### ② いじめを行った児童への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。

### ③ 傍観したり周囲にいたりした児童への対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

## (6) 保護者との連携

### ① いじめを受けた児童の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ いじめを受けた児童を学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。



エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。  
オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行った児童の保護者との連携

ア 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。

イ いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

ウ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

エ 誰もがいじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどと、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実の確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

③保護者との日常的な連携

ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

## VI 重大事態への対処

### 第二十八条（いじめ防止対策推進法）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき。）

※北杜市いじめ防止基本方針より

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### 第三十条（いじめ防止対策推進法）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 1 重大事態の意味

「生命、心身または財産に重大な被害」についての例

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な<sup>しょうがい</sup>障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等 (文科省)

相当の期間学校を欠席

年間30日を目安

一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手 (文科省)

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。(文部科学省)

## 2 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「北杜市いじめ防止基本方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)文部科学省」により適切に対応する。

### (1) 重大事態の報告

①学校は、重大事態が発生した場合、北杜市教育委員会を通じて北杜市長へ、事態発生について報告する。

### (2) 調査の趣旨及び調査主体

①学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに設置者に報告し、学校の設置者はその事案の調査を行う主体や、どのような調査をするかについて判断する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。つまり、被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ・調査の主体は、学校が主体となって行う場合と学校の設置者が主体となって行う場合がある。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき、児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### ②調査を行うための組織

- ・学校はいじめの防止対策のための組織(いじめ対策委員会)において調査を行う。
- ・学校の設置者は、重大事態であると判断した場合、速やかに組織を設け、調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、実情に応じて、平時から設置しておくことができる。また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を「調査を行うための組織」とすることも考えられる。
- ・組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識を有する者等であって、事案に直接人間関係のない者で構成し、公平性・中立性を確保する。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

#### ①「事実関係を明確にする」とは

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

#### ②いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童から十分な聴き取りを行う。
- ・在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。
- ・関係機関とも連携し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

③いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- ・保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査を行う。

④いじめられた児童が自殺した場合の対応

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。学校が調査を行う場合は市教育委員会の指導及び支援の下で行う。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。
- ・遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な信条を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・なお、事案の重要性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めると共に、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告・調査結果を踏まえた対応

①児童や保護者への説明

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、北杜市長に報告する。
- ・①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

③市長による再調査

- ・②の報告を受けた北杜市長は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査を行うことができる。
- ・北杜市長及び北杜市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。とされている。

④加害児童に対する指導

- ・調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。その場合、加害児童の保護者に協力を依頼しながら行う。

## VI その他の留意事項

### 1 組織的な指導體制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が協力体制を確立することが重要である。

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、速やかに、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」に報告し、情報を共有し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し(5年間)、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、学校には、学校におけるいじめの防止等に実効的に対処するため、心理や福祉等に関する専門的な知識を有するもの、その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策のための組織」を置くものとする。外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

## 2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

## 3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。さらに、校務分掌を適正化し組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

## 4 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

人事評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

## 5 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 【参考】 子どもの命と人権を守るための対策（北杜市いじめ防止基本方針より抜粋）

### 1 自殺対策について

#### （1） 子どもや保護者への啓発

山梨県では「自殺対策推進計画」（R2.3）を策定し、心の健康づくりの推進の中で、「公立学校で認知したいじめの解消率」と「小中高校におけるSOSの出し方に関する教育の実施率」の数値目標を立て、学校現場における自殺対策として位置づけている。

SOSの出し方は身の危険を守る護身術と同じであり、心の危険を自分自身でいかに察知し、防衛できるかということを経験から学んでおくことが重要である。これは、単に相談窓口などの紹介だけでなく、ソーシャルスキル・トレーニングとして実践的なものを行うことが求められる。

自殺対策として、精神の不調は本人が気づきにくかったり、否認する傾向があったりすることにも留意し、周囲の人がいかに気づけるかが重要である。ゲートキーパーの育成は大人に対する施策として語られることが多いが、子どもの中で気づき、友達のことを相談できるということが重要である。（文科省「子どもに伝えたい自殺予防」平成26年）

さらに、思春期に死にたいと考えたことのある子どもの割合が3割を超えるというアンケート結果などもふまえると、周囲の大人に対し、子どもから友人の不調について訴えがあったときに、適切な支援につなげるための行為を取ることをためらわない啓発が必要である。

### 2 家庭支援・児童虐待対策について

#### （1） 児童生徒の支援を中心とした家庭支援の構築

学校は児童生徒に関わる課題に対して対応する中で、その課題に関わる家庭への支援が必要である場合、それを学校の中で抱え込んでしまったり、見過ごしてしまったりしていることがある。地域の様々な人材を活用した家庭支援につなげたり、学校以外の機関への情報提供や支援の要請を行ったりするなど、適切・的確に行う必要がある。

最近ではヤングケアラーの存在が注目されているが、現在では多様な家庭環境があったり、就労をしている保護者が増えたりする中で、見えないところで子どもに負担が生じていることがある。また、最近では、子どもが困っていることを地域で気づく機会が減少しているという状況もある。このことを前提に、児童生徒の支援を中心とした家庭支援を地域や行政機関と連携していくことを周知していく。

#### （2） 学校からの虐待通告に関するルールの徹底

児童虐待は、児童生徒の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、児童生徒に対する最も重大な人権侵害である。

児童虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しい。また、児童虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題がある。このような子育てがしづらい状況から、どこの家庭でも起こりうる現象としてとらえ、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

このことを念頭に、その疑いを含め、関係機関と早期に連携し、児童生徒の安全確保を第一に適切に対応をすることが求められる。しかし、家庭の中の問題であることから、学校は家庭との信頼関係を優先し、通告を躊躇しがちとなり、適切な対応に遅れが出ることも想定される。このことから虐待対応マニュアル等の周知を徹底するとともに、市教委や他の行政機関と情報共有を図りながら連携して対応していく必要がある。

※文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年改訂版）